

意見書案第3号

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）」の見直しにあたり、国による主食の安定供給と需給・価格の安定、並びに機動的な備蓄制度の運用を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年6月25日

東近江市議会議長

西村和恭様

提出者

東近江市議会 産業建設常任委員会

委員長 鈴木 則彦

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）」の見直しにあたり、
国による主食の安定供給と需給・価格の安定、並びに機動的な備蓄制度の運用を
求める意見書

近年の米市場においては、令和5年産米の需給逼迫に端を発した価格高騰や、その後の流通量の変化に伴う市場の変動など、急激な環境変化が続いています。これにより、令和8年産米の作付けも終わり、生産現場である米農家においては先行きへの不安や困惑が広がっているのが現状です。

こうした中、政府は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）」改正法案を国会に提出しました。

日本の米生産を持続可能なものとするためには、生産者に対する所得補償制度を創設し、市場の動向を注視しつつ、国が需給と価格の安定に対して主導的な役割を果たすことが求められており、とりわけ、自然災害や地球温暖化による不作リスク、あるいは急激な需給変動に対処するためには、政府備蓄米をはじめとする備蓄制度の機動的かつ十分な運用による、国レベルでの需給コントロール機能の維持・強化が必要となります。

法改正の検討にあたっては、生産者や民間事業者に過度な負担や責任が偏ることのないよう、現場の声を十分に反映した、実効性のある制度設計とすべきです。

ついては、以下のとおり、国会、政府及び関係機関に要請します。

- 1 「需要に応じた米生産」においては、生産者の主体性を尊重しつつ、現場に過度な負担や義務が課されることのないよう、柔軟な制度設計とすること。
- 2 備蓄制度の運用にあたっては、民間事業者への過度な負担増を避け、国が主導して機動的に需給調整が図れるよう留意すること。また、国産米の適切な買い入れを推進し、備蓄水準を早急に復元すること。
- 3 報告徴求や罰則の措置については、民間事業者の業務負担や実務への影響を最大限考慮し、過度な制限や罰則の強化とならないよう慎重を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 日

東近江市議会議長 西 村 和 恭

内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長

}

宛